平成２３年（フ）第１３２１５号
東京都北区上中里３丁目１－３
債務者　正田　博之
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２１６号
東京都世田谷区八幡山３丁目29―10―101
債務者　神田　次男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２１８号
東京都東村山市秋津町３丁目30―15―203
債務者　五十嵐真弓
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２１９号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―74―303
債務者　藤原　　幸
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２０号
東京都杉並区天沼３丁目13―２　高橋方
債務者　河野　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２２４号
東京都板橋区志村３丁目16―18―203
債務者　根立　良広
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４４６号
横浜市中区竹之丸76番地　田宮ハイツ101号室
債務者　渡邊　俊憲
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４号
岡山県和気郡和気町衣笠891番地６
債務者　岡田　　直
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４３号
静岡市葵区千代田４丁目14番25号　ルミエールＺＥＮ―103号、旧住所静岡市駿河区南町５番33号
債務者　田形　尚美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５号
沖縄県うるま市字上江洲936番地１　マンションオーシャンビュー203
債務者　高嶺かおる
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２１６号
沖縄県うるま市石川2313番地５上間アパート308号室
債務者　仲村しのぶ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２３４７号
神奈川県海老名市中新田３丁目15番41―105号
債務者　大野　由美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４６号
静岡県焼津市坂本979番地
債務者　池田　典子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６７号
静岡市葵区上土１丁目８番16―102号、前住所静岡市清水区春日１丁目８番６号　クレール春日203号
債務者　青木　秀昭
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７７号
静岡県焼津市大栄町１丁目１番１号　コーポ駅北Ⅱ205号
債務者　岩田　光雄
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部